

令和7年2月28日提出

今治市議会臨時会（第1回）議案

今治市議会臨時会（第1回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 1	専決処分について	1
	・令和6年度 今治市一般会計補正予算（第7号）	3
報告 1	専決処分について	23
	・損害賠償額の決定及び和解について	25
	・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定について	27
	・今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び今治市市税条例の一部を改正する条例制定について	45
	・損害賠償額の決定及び和解について	53
	・損害賠償額の決定及び和解について	55
	・損害賠償額の決定及び和解について	57

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年2月28日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・令和6年度 今治市一般会計補正予算（第7号）

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（長の専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和6年度今治市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度今治市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ838,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,683,602千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

上記補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年12月25日

今治市長 徳永繁樹

第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入

款	項
15 国庫支出金	2 国庫補助金
歳入合計	

一般会計 歳入

歳出

款	項
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
歳出合計	

一般会計 歳出

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
32,304,168	838,000	33,142,168
18,474,758	794,000	19,268,758
10,768,306	44,000	10,812,306
83,845,602	838,000	84,683,602

第2表 繰越明許費補正
追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援 給付金給付事業	794,000
	2 児童福祉費	物価高騰対応重点支援 給付金給付事業 (子育て世帯加算)	44,000

2 歳 入

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計
15 国庫支出金	12,766,640	838,000	13,604,640
2 国庫補助金	3,585,358	838,000	4,423,358
2 民生費国庫補助金	2,077,276	838,000	2,915,276
歳 入 合 計	83,845,602	838,000	84,683,602

一般会計 歳入 (国庫支出金)

(単位: 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉総務費	794,000	物価高騰対応重点支援給付金給付事業費 (10/10) 756,000 物価高騰対応重点支援給付金給付事務費 (10/10) 38,000
3 児童福祉総務費	44,000	物価高騰対応重点支援給付金給付事業費 (子育て世帯加算) (10/10) 44,000

3 歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民 生 費	32,304,168	838,000	33,142,168	838,000	0
1 社会福祉費	18,474,758	794,000	19,268,758	794,000	0
1 社会福祉総務費	4,445,650	794,000	5,239,650	794,000	0
				(内訳) 国庫支出金 794,000	
2 児童福祉費	10,768,306	44,000	10,812,306	44,000	0
1 児童福祉総務費	716,642	44,000	760,642	44,000	0
				(内訳) 国庫支出金 44,000	
歳 出 合 計	83,845,602	838,000	84,683,602	838,000	0

一般会計 歳出 (民生費)

(単位 千円)

節		説 明	目 の 説 明	
区 分	金 額			
1 報 酬	6,218	パートタイム会計年度任用職員給 (6人)	物価高騰対応重点支援給付 金給付事業費 794,000	
3 職員手当等	4,066	時間外勤務手当 2,959 一般職期末手当 611 勤勉手当 496		
4 共 済 費	1,242	社会保険料 660 一般職共済組合負担金 (会計年度任用職員) 582		
8 旅 費	182	費用弁償		
10 需 用 費	2,415	消耗品費 1,390 印刷製本費 1,025		
11 役 務 費	11,871	通信運搬費 9,060 手数料 2,811		
12 委 託 料	11,796	その他委託料 5,810 人材派遣委託料 電子計算業務委託料 5,986 物価高騰対応重点支援給付金システム委託料		
13 使用料及び 賃借料	210	複写機使用料		
18 負担金補助 及び交付金	756,000	補助金 物価高騰対応重点支援給付金		
18 負担金補助 及び交付金	44,000	補助金 物価高騰対応重点支援給付金 (子育て世帯加 算)		物価高騰対応重点支援給付 金給付事業費 (子育て世帯 加算) 44,000

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計				
補正後	長 等	4	-	35,112	50,755	85,867	8,751	94,618	
	議 員	30	177,368	-	60,752	238,120	52,076	290,196	
	そ の 他	4,939	283,152	-	-	283,152	-	283,152	
	計	4,973	460,520	35,112	111,507	607,139	60,827	667,966	
補正前	長 等	4	-	35,112	50,755	85,867	8,751	94,618	
	議 員	30	177,368	-	60,752	238,120	52,076	290,196	
	そ の 他	4,939	283,152	-	-	283,152	-	283,152	
	計	4,973	460,520	35,112	111,507	607,139	60,827	667,966	
比 較	長 等	0	-	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	-	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	-	-	0	-	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当は通勤手当(長等)、期末手当(年間支給率 3.45月分)及び退職手当

2 一 般 職

(1) 総 括

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	2,738	1,319,850	5,725,185	4,180,840	11,225,875	2,114,298	13,340,173	
補正前	2,732	1,313,632	5,725,185	4,176,774	11,215,591	2,113,056	13,328,647	
比 較	6	6,218	0	4,066	10,284	1,242	11,526	

(本会計における計上職員数は2,738人及び1人(2月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
	補正後		143,577	2,522	81,178	129,232	14,655	406,544
補正前		143,577	2,522	81,178	129,232	14,655	403,585	640
比 較		0	0	0	0	0	2,959	0
区 分	管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等教員特別手当	退職手当	その他手当	
補正後		14,904	204,288	1,496,575	1,228,237	732	376,066	81,690
補正前		14,904	204,288	1,495,964	1,227,741	732	376,066	81,690
比 較		0	0	611	496	0	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,206	-	4,620,676	3,262,850	7,883,526	1,565,285	9,448,811	
補正前	1,206	-	4,620,676	3,259,891	7,880,567	1,565,285	9,445,852	
比 較	0	-	0	2,959	2,959	0	2,959	

(本会計における計上職員数は1,206人及び1人(2月)である。)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 口 直 手 当
		管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
職 員 手 当	補正後	143,577	2,522	81,178	105,925	11,701	368,106	600
	補正前	143,577	2,522	81,178	105,925	11,701	365,147	600
	比 較	0	0	0	0	0	2,959	0
内 訳	補正後	14,904	204,288	1,037,145	840,416	732	370,066	81,690
	補正前	14,904	204,288	1,037,145	840,416	732	370,066	81,690
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

イ 会計年度任用職員

(単位 人・千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	1,532	1,319,850	1,104,509	917,990	3,342,349	549,013	3,891,362	
補正前	1,526	1,313,632	1,104,509	916,883	3,335,024	547,771	3,882,795	
比 較	6	6,218	0	1,107	7,325	1,242	8,567	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当
		管理職員特別勤務手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	義務教育等 教員特別手当	退職手当	その他手当
職 員 手 当	補正後	-	-	-	23,307	2,954	38,438	40
	補正前	-	-	-	23,307	2,954	38,438	40
	比 較	-	-	-	0	0	0	0
内 訳	補正後	-	-	459,430	387,821	-	6,000	-
	補正前	-	-	458,819	387,325	-	6,000	-
	比 較	-	-	611	496	-	0	-

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説	明	備	考
職員 手当	2,959	制度改正に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	2,959	業務量の変動に伴う増減分 時間外勤務手当	2,959 2,959	

「参考」

令和6年度一般会計繰越明許費に関する説明

款 項 目	事 業 名	現 計 予 算 額	支 出 済 及 び 支 出 見 込 額	残 額	左 の うち 翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
3 民 生 費						
1 社会福祉費						
1 社会福祉総務費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	794,000	0	794,000	794,000	0
2 児童福祉費						
1 児童福祉総務費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業 (子育て世帯加算)	44,000	0	44,000	44,000	0
計		838,000	0	838,000	838,000	0

(単位 千円)

翌年度繰越額明細			繰越額の財源内訳	
節	金額	説明		
1 報酬	6,218	パートタイム会計年度任用職員給(6人)	○未収入特定財源 国庫支出金 794,000	
3 職員手当等	4,066	時間外勤務手当 2,959 一般職期末手当 611 勤勉手当 496		
4 共済費	1,242	社会保険料 660 一般職共済組合負担金(会計年度任用職員) 582		
8 旅費	182	費用弁償		
10 需用費	2,415	消耗品費 1,390 印刷製本費 1,025		
11 役務費	11,871	通信運搬費 9,060 手数料 2,811		
12 委託料	11,796	その他委託料 5,810 人材派遣委託料 電子計算業務委託料 5,986 物価高騰対応重点支援給付金 システム委託料		
13 使用料及び賃借料	210	複写機使用料		
18 負担金補助及び交付金	756,000	補助金 物価高騰対応重点支援給付金		
18 負担金補助及び交付金	44,000	補助金 物価高騰対応重点支援給付金(子育て世帯加算)		○未収入特定財源 国庫支出金 44,000

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月28日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定について
- ・ 今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び今治市市税条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月18日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年10月15日午前10時15分頃、本市市民課職員が、DV等支援対象者である相手方の戸籍附票を誤って第三者に交付したことにより、相手方に転居費用等の損害が生じた。
- 3 損害賠償額 支払額 538,380円

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月9日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(今治市個人情報保護法の施行等に関する条例の一部改正)

第1条 今治市個人情報保護法の施行等に関する条例(令和4年今治市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(今治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 今治市職員の給与に関する条例(平成17年今治市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第29条第3号及び第4号、第30条第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(今治市吏員恩給条例の一部改正)

第3条 今治市吏員恩給条例(平成17年今治市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第17条第3号及び第19条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第27条第2号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第37条第1項中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(今治市職員退職手当支給条例の一部改正)

第4条 今治市職員退職手当支給条例(平成17年今治市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(今治市食と農のまちづくり条例の一部改正)

第5条 今治市食と農のまちづくり条例(平成18年今治市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第30条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(今治市消防団条例の一部改正)

第6条 今治市消防団条例(平成17年今治市条例第269号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(今治市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第7条 今治市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年今治市条例第271号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例の一部改正）

第8条 吉海町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（平成13年今治市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条各号列記以外の部分中「次の各号の1に」を「次の各号のいずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

「参 考」

第1条による今治市個人情報保護法の施行等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を施行日以後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。</p>

「参 考」

第2条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第28条 略</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該</p>

起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

「参 考」

第3条による今治市吏員恩給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(権利の消滅)</p> <p>第6条 年金である恩給(第2号又は第3号の場合にあっては、通算退隠料を除く。)を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その権利は、消滅する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 3年を超える拘禁刑 以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により拘禁刑以上の刑に処せられたときは、前項の年金である恩給(通算退隠料を除く。)を受ける権利を失う。ただし、その在職が年金である恩給を受けた後であるときは、その再就職によって生じた権利のみを失う。</p> <p>(在職年の計算)</p> <p>第13条 略</p> <p>第17条 次に掲げる年月数は、在職年から除算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 吏員が退職後在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その犯罪のとき以後の在職年</p> <p>(資格の喪失)</p>	<p>(権利の消滅)</p> <p>第6条 年金である恩給(第2号又は第3号の場合にあっては、通算退隠料を除く。)を受ける権利を有する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その権利は、消滅する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 3年を超える懲役又は禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により禁錮 以上の刑に処せられたときは、前項の年金である恩給(通算退隠料を除く。)を受ける権利を失う。ただし、その在職が年金である恩給を受けた後であるときは、その再就職によって生じた権利のみを失う。</p> <p>(在職年の計算)</p> <p>第13条 略</p> <p>第17条 次に掲げる年月数は、在職年から除算する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 吏員が退職後在職中の職務に関する犯罪(過失犯を除く。)により禁錮 以上の刑に処せられたときは、その犯罪のとき以後の在職年</p> <p>(資格の喪失)</p>

第19条 吏員が次の各号のいずれかに該当するときは、そのときに引き続いた在職期間に係る恩給を受ける資格を失う。

(1) 略

(2) 在職中拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(退隠料)

第21条 略

第27条 退隠料を支給されている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げるところによる。

(1) 略

(2) 3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで退隠料の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、退隠料の支給を停止しないが、その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。

(3) 略

(遺族扶助料)

第33条 略

第37条 遺族扶助料の支給を受けている者が、3年以下の拘禁刑に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなる月までその支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、遺族扶助料の支給を停止しない

第19条 吏員が次の各号のいずれかに該当するときは、そのときに引き続いた在職期間に係る恩給を受ける資格を失う。

(1) 略

(2) 在職中禁錮以上の刑に処せられたとき。

(退隠料)

第21条 略

第27条 退隠料を支給されている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げるところによる。

(1) 略

(2) 3年以下の懲役又は禁錮に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月まで退隠料の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、退隠料の支給を停止しないが、その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。

(3) 略

(遺族扶助料)

第33条 略

第37条 遺族扶助料の支給を受けている者が、3年以下の懲役又は禁錮に処せられたときは、その月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けなくなる月までその支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、遺族扶助料の支給を停止しない

が、その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。

2 前項の規定は、拘禁刑以上の刑に処せられ、刑の執行中又はその執行前にある者に対し、遺族扶助料を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

が、その言渡しを取り消されたときは、取消しの月の翌月から刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月までその支給を停止する。

2 前項の規定は、禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行中又はその執行前にある者に対し、遺族扶助料を支給すべき事由が生じた場合について準用する。

「参 考」

第4条による今治市職員退職手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑

に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 略

2・3 略

に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 略

「参 考」

第5条による今治市食と農のまちづくり条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に 処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、 6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に 処する。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

「参 考」

第6条による今治市消防団条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事項)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

「参 考」

第7条による今治市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) 略</p>

「参 考」

第8条による吉海町土砂等による土地の埋立て、盛上及び
びたい積行為の規制に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第22条 次の各号の<u>いずれかに該当するもの</u> は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は10万円以下の罰金 に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(罰則)</p> <p>第22条 次の各号の1に_____該当するもの は、1年以下の<u>懲役</u>又は10万円以下の罰金 に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき個人番号の利用に関する条例及び今治市市税条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第87号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年12月25日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）及び情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和6年政令第362号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例及び今治市市税条例の一部を改正する条例

(今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第1条 今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年今治市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「法第2条第8項」を「法第2条第9項」に改め、同条第4号中「法第2条第12項」を「法第2条第13項」に改め、同条第5号中「法第2条第14項」を「法第2条第15項」に改める。

(今治市市税条例の一部改正)

第2条 今治市市税条例(平成17年今治市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第3項第2号中「同法第2条第15項」を「同法第2条第16項」に改める。

第139条の3第3項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

「参 考」

第1条による今治市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第13項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第15項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定個人情報 <u>法第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 <u>法第2条第12項</u>に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム <u>法第2条第14項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6)・(7) 略</p>

「参 考」

第2条による今治市市税条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(省令第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 省令第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人</p>	<p>(市民税の中告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>(省令第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第63条の2 省令第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人</p>

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

2 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 略

3 前項の申請は、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若し

番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)～(4) 略

2 略

(種別割の減免)

第89条 略

2 略

3 前項の申請は、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 略

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若し

くは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 略

4 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

4 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号に

くは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)～(8) 略

4 略

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 略

2 略

3 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

4 略

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号に

において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) 略

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月14日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年10月10日午前10時頃、今治エコステーション（今治市町谷乙49番地23）の敷地内に生えている樹木の枝が折れ、隣接する墓地に落下し、相手方所有の墓石等を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 1,530,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月14日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年10月10日午前10時頃、今治エコステーション（今治市町谷乙49番地23）の敷地内に生えている樹木の枝が折れ、隣接する墓地に落下し、相手方所有の墓石等を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 5,139,750円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月20日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和6年8月8日午後0時20分頃、農道（今治市伯方町伊方甲2302番地先）上にはみ出していた枝越集会所の雨水枡の蓋に、同農道を走行していた相手方所有の乗用自動車と接触し、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 16,885円